

えべつ 市議会だより

平成25年5月1日発行

No.113

発行 江別市議会
江別市高砂町6番地
電話011(381)1051
編集 市議会報編集委員会
印刷 江別印刷業協同組合



～ 交通安全マフラーを巻いてもらう新1年生（対雁小学校）～

新年度一般会計予算は408億5千万円に

主な内容

- ◇ 第1回定例会の概要…… 2～3
 - ◇ 一般質問…… 4～6
 - ◇ 議会基本条例…… 6
 - ◇ 予算審査の概要…… 7
 - ◇ 意見書…… 8

市議会ホームページ <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/gikai/>

障がいのある方のための、点字とカセットテープによる「えべつ市議会だより」もあります。

〔詳細〕福祉課障がい福祉係 ☎381-1031

平成25年 第1回 定例会

第1回定例会は2月28日から3月25日まで26日間の会期で開かれました。新年度各会計予算をはじめ、議会基本条例の制定や駐車場条例の一部改正などの議案30件、請願1件、陳情4件、意見書案5件外を議了しました。一般質問は7日、8日及び11日の3日間行われ、9名の議員が市政全般にわたって市長の見解をただしました。議案と予算審査の内容についてお知らせします。

条例・一般議案

◎指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

◎指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定
地域の自主性と自立性を高めるための一括法の施行に伴う介護保険法の一部改正により、介護施設や介護予防施設の従業員の数や事業の設備、運営に関する基準等を市が定めるものです。

◎手数料条例の一部改正
都市の低炭素化の促進に関する法律が施行され、低炭素建築物の認定を受けた建築物は所得税等が引き下げられる特例措置が創設されたことに伴い、市が低炭素建築物と認定する際の手数料を定めるものです。

◎駐車場条例の一部改正
野幌駅周辺土地区画整理事業に伴う土地利用の再編によ

り、本年9月30日をもって野幌駐車場を廃止するものです。

◎道路占用料条例の一部改正
道路法施行令の一部改正に伴い、太陽光や風力による発電設備などが道路の占用許可対象として追加されたことから、市道に発電設備を設置する場合の占用料を定めるものです。

◎市道路線の認定、変更及び廃止
開発行為や江別の顔づくり事業による路線の再編などにより、新たに5路線を認定、3路線を変更し、1路線を廃止した結果、市道総数は2千383路線、総延長は828・149kmとなりました。

◎障害者自立支援審査会委員の定数等を定める条例の一部改正
障害者総合支援法の施行に伴い、審査会の名称を改めるなど、必要な改正を行うものです。

◎情報公開条例等の一部改正
国の国有林野事業特別会計の廃止に伴い、情報公開条例、個人情報保護条例及び都市計画下水道事業受益者負担に関

する条例について、文言の削除など、条文の整理を行うものです。

◎団体営土地改良事業の計画変更
国営事業による用水系統と取水口の改修に伴い、八幡地区と美原地区の受益面積等を変更するものです。

◎花き栽培技術指導センター条例の一部改正
施設の運営実態に即して、花きのほか野菜の育苗に取り組んでいる施設の名称と使用目的を改めるなど、必要な改正を行うものです。



◎議会基本条例の制定
議会の活動原則や市民との関係、議会活動の活性化などを定めた議会基本条例を制定

しました。詳細については、6ページをご覧ください。

◎市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正
地方自治法の一部改正に伴い、これまで議員の調査研究に対して交付されていた政務調査費の名称を政務活動費に改めるとともに、充てることができる経費の範囲を条例で定めるなど、必要な規定を整備するものです。

◎市議会等の調査等及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部改正
地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会の開催と参考人の招致に関する規定が追加されたため、参考人等に支給する費用弁償に関する条項を整備するものです。

◎市議会会議規則の一部改正
地方自治法の一部改正に伴い、本会議において公聴会の開催と参考人の招致ができるようになったことから、必要な改正を行うものです。

◎市議会委員会条例の一部改正
地方自治法の一部改正に伴

い、委員の選任方法や在任期間などを条例で定めるようになったことから、必要な改正を行うものです。

予 算

◎平成25年度各会計予算

一般会計の外、4特別会計と3企業会計予算が可決されました。

審査経過等については、7ページをご覧ください。

◎平成24年度各会計補正予算

○一般会計(第6号)

国の緊急経済対策や決算見込みの反映、その他緊急を要するものへの措置などにより、15億4千707万3千円を増額するものです。

○一般会計(第7号)

本年2月下旬の大雪や3月の降雪に対応するため、除排雪に係る経費として1億1千800万円を増額し、この結果、一般会計補正予算第6号と合わせて、予算総額は414億2千236万1千円になりました。

○国民健康保険特別会計

前年度の剰余金を基金へ積み立てるなど4億4千281万4千円を増額し、予算総額は、

137億1千181万4千円になりました。

○介護保険特別会計

居宅介護サービスの利用者の増などにより7千260万3千円を増額し、予算総額は、77億2千478万7千円になりました。

○基本財産基金運用特別会計

R T Nパーク造成事業の確定に伴う繰出金の減などにより3千868万3千円を減額し、予算総額は3億9千181万7千円になりました。

○水道事業及び下水道事業会計

事業の確定や決算見込みなどにより、水道事業は総額で1億8千124万8千円を減額し、下水道事業は2億100万9千円を増額しました。

報 告

◎江別振興公社、在宅福祉サービスクラ社、スポーツ振興財団、フラワーテクニカえべつの事業計画に関する書類

市が出資している公社や財団、株式会社の新年度事業計画が報告されました。

◎専決処分の承認(一般会計補正予算(第5号))

例年を上回る降雪に対応するため、本年2月7日付けで市長が専決処分した除排雪経費として合計1億4千600万円の補正予算を承認したものです。

◎専決処分

交通事故による人的及び物的損害の賠償について、相手方との示談が成立した旨報告されました。

請 願 ・ 陳 情

■不採択となった請願

◎年金2・5%の削減中止を求めることについて
全日本年金者組合江別支部 支部長 森元昌輔氏

■採択となった陳情

◎重度心身障害者(児)医療費助成制度に関することについて
精神障害者の会江別空色クラブ 会長 土屋晴治氏

◎核兵器廃絶の自治体宣言を求めることについて

新日本婦人の会江別支部 支部長 神保郁子氏

一般会計補正予算(第6号)の概要

事 業 内 容	補正額(千円)
基金積立金(23年度決算剰余金の積立て等)	271,141
R T Nパーク造成事業(用地取得費確定等による減額)	△42,039
障害者自立支援給付費(報酬改定及び利用者の増加による追加)	139,000
江別の顔づくり事業(国の緊急経済対策に伴う野幌駅周辺の道路整備等による追加)	1,032,000
校舎屋体耐震化事業(国の緊急経済対策に伴う江別第二小学校外計4校の耐震化に係る工事による追加)	233,734
小中学校施設整備事業(文京台小学校外計3校のトイレ改修工事による追加)	178,000
公債償還元金・利子(借入れ利息の確定等による減額)	△83,073
他会計繰出金(水道事業会計外計3事業会計への繰出金の減額)	△12,293
その他国の緊急経済対策に伴う追加(地域経済循環創造事業外計5事業)	312,283
その他(民間保育所等入所委託費外計28事業)	△481,680
補 正 総 額	1,547,073

■不採択となった陳情
◎「生活保護基準の引き下げをしないこと」について国に意見書提出を求めることについて
江別市生活と健康を守る会 会長 岩佐哲夫氏

◎道理のない憲法違反の公務員賃金削減に反対することについて
全日本年金者組合江別支部 支部長 森元昌輔氏 外1団体

一般質問

今定例会では、9名の議員が一般質問を行いました。各議員が行った質問の中から、1から2項目を要約して掲載しています。

つのだ はじめ
角田 議員
自民クラブ

地元企業への発注

問 市や指定管理者などの市内企業への発注率は。また定期的な発注率調査と結果の検証が必要ではないか。

答 23年度の発注率は、全体では82%、部局別では、建設部93%、水道部91%などである。指定管理者では86%となっている。市では従来から市内製造品の購入や、地元業者からの買入れ、公共事業の地元発注を積極的に行っており、今後も指定管理者なども含め、この取り組みを徹底していきたい。

災害時の情報連絡体制

発注率の調査は必要と考え、今後、調査の内容、進め方について全庁的に議論し、実施に向けて検討したい。

問 災害時における市民周知や情報提供にSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用してはどうか。

答 災害時の地域への情報伝達手段については、これまでの広報活動に加え、緊急に正確な情報を発信できる点において、インターネット上の交流サービスであるSNSなどの活用が効果的であるものの、市民の認知度や普及状況等の課題もあると認識している。

うら きみこ
裏 議員
公明党

地元の企業や資材の活用

問 工事受注業者が地元の企

この他、生活保護について質問がありました。

業や資材を優先的に利用するための推進策は。

答 市では、物品購入や工事等の発注に当たり、従来より市内での調達や市内業者の活用に努めている。さらに、市の工事落札業者に対して、文書により市内業者の活用や資材の市内購入を要請しているほか、下請、孫請工事の市内業者への発注などについても口頭で要請している。

中小・小規模企業への助成

問 市内中小企業等へ、ものづくりや新製品開発等に対する支援など助成はできないか。

答 中小企業は、雇用の受皿として江別経済の中心的役割を担っており、市ではこれまでも、融資や空き店舗活用など様々な支援を行ってきた。

ものづくりや新製品技術などに関しては、新技術開発に係る融資制度のほか、従業員の能力向上のための研修等への助成、地域の特徴を生かした製品等の開発や展示会見本市への出展に対する助成などを行っている。

今後もしも市内企業にこれらの支援メニューを活用してもらえよう、積極的に情報提供を行っていきたい。

この他、人口減少対策、通学路の安全対策について質問がありました。

ほしば よしこ
干場 議員
民主・市民の会

審議会等の市民公募

問 審議会等の委員の選任で、市民公募があまり進んでいないがどう考えるか。



男女共同参画審議会

答 これまでも審議会の委員選任に当たっては、市民参加の拡大に努めてきており、24年度に新たに設置した4つの審議会には、全て市民公募による委員の選任を行った。

現在条例等で委員の選任を規定している審議会等のうち、市民参加の拡大が可能と思われるものが多数あり、25年度以降の改選期には、審議会の意見や設置目的等を考慮して、更に市民公募枠による委員の選任を拡大するよう努めていきたい。

食物アレルギー対応マニュアルの必要性

問 児童生徒の食物アレルギー反応に対処するため、マニュアルが必要ではないか。

答 食物アレルギーの対応については、校長、教頭や担任のみならず、全ての関係者が共通認識を持つ必要がある。そのため各校では、文科省などのガイドラインに基づき、食物アレルギーの対応を行っているほか、道教委では、新任教職員に対し、アナフィラキシー症状の初期対応についても指導を行っている。給食センターにおいても、食物アレルギー緊急対応マニュアルを作成し、全校に周知を図っている。

この他、高齢者を支える仕組み、環境政策について質問がありました。

よしもと かずこ
吉本 和子 議員
 日本共産党議員団

生活保護の見直し

問 生活扶助基準引下げ案から、市民生活を守る具体的施策についてどう考えるか。

答 国は、生活扶助基準を準用する地方単独事業への影響に関しては、国の取り組みを示した上で、その趣旨に基づき対応について、地方自治体に理解を求めるとしている。市としては、国の取り組みを踏まえて、市の制度の個々の影響の把握に努め、想定されるところで、可能な限り準備を進めていきたい。

通学路側溝への緊急対応

問 全市的な通学路の安全点検結果を受け、側溝の整備など、安全対策に取り組むべきでは。

答 通学する児童生徒の安全対策は、最優先すべきものと考えており、これまでも学校周辺の通学路を優先的に整備してきた。24年度は地域や市教委などの要請を受け、路面凍上改修工事のほか、通学路2路線、延長900メートルの歩

道再整備工事を行った。

今後通学路の状況を総合的に勘案しながら、学校や関係機関との連携を図る中で、より一層の安全確保に取り組みんでいきたい。

この他、障がい者の就労支援の在り方、今後の公共交通の在り方について質問がありました。

ほし ひでお
星 秀雄 議員

改革江別無所属の会

快適なまちづくり

問 不使用住宅、宅地の放置への対策として、行政で相談窓口を開設してはどうか。

答 使用されない住宅や宅地が全国的に増加しており、当市も同様と認識している。国では、増え続ける空き家の適正な管理などに関する相談窓口を3年掛けて都道府県に設置し、都道府県と関係業者で構成する協議会を設け、所有者の相談に応じる予定となっている。

市の対応としては、今後の道などの動向を注視していきたい。

江別地区のまちづくり

問 江別市都市計画マスタープランの見直しに当たり、江別地区のまちづくりをどう考えるか。



江別駅前

答 マスタープランでは江別地区を、歴史と文化を生かした自然と人と産業が調和し、人々が快適に暮らせる地域とし、駅周辺を都市機能が集積した地域の日常活動の拠点と位置付けている。26年度の見直しに向け現在検討中だが、今後は、見直し方針を受け、緊急性や実現性を踏まえ、地域の方々の考え方や意見を聴きながら、対応していきたい。

この他、予算編成の考え方、人口減対策、経済戦略について質問がありました。

いしだ たけし
石田 武史 議員

改革江別無所属の会

障がい者就労

問 農業関連分野において、障がい者が安心して働ける場所をつくるべきではないか。

答 障がい者の就労については、通年雇用を基本とした働く場の確保が課題である。現在、大学連携調査事業として、農家の労働力不足解消のため、障がい者を雇用する研究を進めており、その実現に向け、市も参加し、「障がい者の農業参加による地域活性化を考える会」を発足させることとしている。なお農業分野だけではなく、通年雇用が難しいことから、あらゆる分野にわたって、地域全体で取り組んでいくことが必要と認識している。

さいとう さちこ
齊藤 佐知子 議員

公明党

学校の防災対策

問 学校を逃げ込む場所から災害に立ち向かう場所として、防災活動の拠点に位置付けてはどうか。

答 避難所となる学校には、防災用品や各種資機材などの

備えだけでなく、市と地域、学校が協働で避難所を運営する体制づくりが必要となる。市では、学校改築の際には、防災機能を備えた施設整備に取り組んでいるほか、避難所訓練などを通して、運営体制の在り方を検証している。学校を防災活動拠点に位置付けることについては、今後防災会議などで検討していきたい。

高齢者の住環境整備

問 要介護高齢者になっても安心して住み続けられる住環境の整備が必要ではないか。

答 高齢者が健康で安心して日常生活を送るためには、住環境の整備が重要である。現在建て替え中の新栄団地は、単身高齢者など住宅困窮者のためのセーフティネットとして整備するものであるが、全戸にユニバーサルデザインを採用するなど、高齢者等に配慮している。

サービス付き高齢者住宅は、市としては計画していないが、需要が高まってきていることから、今後も民間の力を活用していきたい。

この他、アレルギー対策について質問がありました。

みやかわ まさこ
宮川 正子 議員
 公明党

別室登校

問 不登校やいじめ対策として、別室登校をどう考えるか。

答 学校に行っても教室で授業を受けず、相談室や保健室などで過ごす別室登校は、現状では、各校でそれぞれ学校長の判断により、児童生徒個々の状況に応じて、教室に復帰するための一時的な措置として行われている。

現在の職員配置体制では、個別の教科指導や学習指導は難しい実情にあるが、学校での人間関係などに問題を抱えるなどして登校できずにいる児童生徒が、教室に復帰するためのステップとして一定の効果があると考えている。

オーダーメイドの賃貸型工場

問 進出企業の注文に応じて、工場を設計・建設し貸し出す、賃貸型工場での企業誘致を行っているか。

答 市としては、地域密着型の企業として育てていただくために、工業用地は分譲地を

購入し、工場を建てることを基本として誘致交渉を行っているが、経済情勢の変化や初期投資の軽減のため、賃貸方式を検討している企業もあり、相談には応じてきている。

今後とも誘致を進める中で、企業の要望も踏まえ、オーダーメイドの賃貸型工場の設置について、柔軟な対応に努めていきたい。

この他、新規就農の推進、若年性認知症に対する支援、災害弱者の除雪支援などについて質問がありました。

やまもと ゆみこ
山本 由美子 議員
 改革江別無所属の会

地域に開かれた学校づくり

問 江別小と江別第三小の統合校には、地域の方が多面的に使える機能を加えては。

答 統合校の基本設計は25年度に実施する予定のため、構造等について、現時点では未定であるが、今後の議論の進め方も含め、新たな角度から学校づくりに対して、ご意見をいただけるよう協議の場を設けて検討を進めていきたい。その際には、多くの方々の

思いや新しく通う児童の期待に応えられるよう、魅力ある学校づくりを進めていきたい。

活力ある地域交流に向けて

問 江別駅前の地域交流に向けて、歩道橋や道路の整備が必要ではないか。



横断歩道橋

答 歩道橋は、昭和43年に道路横断のために設置された施設であり、小学校横道路については、東側の一番町と条丁目をつなぐ道路として利用されているほか、小学校への通路にもなっている。

これらの施設整備については、小学校跡地の活用の検討と併せ、地域の方々や関係団体と相談していかなければならないと考えている。

この他、統合校の通学路について質問がありました。

**議会基本条例
 全会一致で可決**

3月25日の本会議で、議会基本条例が全会一致で可決されました。

この条例は、議会と議員の果たすべき役割の重要性が増していることを受け、議会の活性化を図り、より一層市民の負託に応えられる議会の実現を目指しています。

議会や議員の活動原則や市民や市長等との関係などの基本的事項を定めたほか、委員会審査における自由討議や請願者の陳述機会の確保など新

たな取り組みも盛り込んでいます。

市民の皆様からのご意見は、議会改革小委員会等で検討し、他の議会と情報交換を図ることや、すべての請願者の陳述機会を設けること、定数や報酬を不断に見直すことなど、条例で3か所、解説で9か所を修正し、この条例がまとまりました。

ご意見やその回答、条例・解説の修正点の詳細、制定された議会基本条例等については、市議会ホームページなどでご覧いただけます。お問い合わせは議会事務局まで。

**たくさんのご意見
 ありがとうございました。**

条例の市民説明会には37名の方の参加が、また、パブリックコメントには8名の方から応募があり、合わせて144件のご意見をいただきました。

貴重なご意見ありがとうございました。



市民説明会(1月23日 野幌公民館)

予算審査の概要

一般会計外各会計の新年度予算案と条例改正など関連する議案11件は、9名で構成された予算特別委員会に付託され、6日間にわたり審査が行われました。

本会議では、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計は賛成多数で、基本財産基金運用特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計は全員一致で、いずれも原案のとおり可決されました。

主な質疑

問 今後を見越した水道料金についてどのように考えているのか。

答 人口減少や水需要の低迷により、使用量の増加による増収は考えにくい。また、今後は基幹施設や老朽管路の更新、耐震化事業など、施設への投資も必要となってくることから、現状の財政水準を維持していくことが最重要課題であり、平成30年までは現行

料金を維持する方向で考えている。

問 前年度と医師体制が変わらない中でどのように収益増につなげていくのか。

答 病床利用率について、25年度は高めの目標を掲げているが、医療現場のスタッフや医師の努力により利用率は上がってきており、達成できない数字ではないと考えている。診療単価についても、新しい機械の導入や精神科の患者が他の科に掛かる際にチームを組み連携して診療に当たると、小さなことを一つひとつ積み重ね、通年で目標単価を維持していきたい。

問 江別の顔づくり事業における商店街の景観づくりの取り組みは。

答 江別らしい町並みづくりを目指して、地域住民による建築協定、まちなみづくり協定が策定され、通りに面する外壁に地場産れんがを使用するなど景観を整備しているという取り組みが行われている。今後も、地域住民の意向を聞きながら、道と共に取り組んでいきたい。

問 RTNパーク造成事業と既存地区の立地計画は。

答 市が保有する0.9ヘクタールの用地について数社から問合わせがあり、鋭意交渉を進めている。

一方、既に企業が取得したものの未操業となっている土地や撤退した土地については、所有している企業の意向を踏まえ、連携を図りながら市の企業誘致施策としてしっかりと活用できるよう全力を挙げていきたい。

問 自治会などが管理する街路灯のLED化はどのように促進するのか。

答 25年度は、従来の設置費補助に加え、LED化により見込まれる市の電気料金補助の低減分を財源とした奨励金制度を導入する予定である。

また、モデル事業として、公募により1、2団体を選定し、リース方式によるLED灯導入への補助も行う予定であり、これらの新たな制度の導入によりLED化を更に促進していきたい。

問 街なかひろば事業の目的は。

答 市内の商業施設に子育てセンター機能を併せ持つ広場

を設け、親子が自由に遊んだり交流できる場を提供するもので、週5日程度の開設を予定している。

また、子育てをしている人に少しの休息を供する目的で、気軽に利用できる短時間の託児サービスも実施することとしており、初年度は試行的に実施しながら利用実態を見極め、今後の事業展開につなげていきたい。

問 発達障がいの子の通級指導教室の設置に至る経緯は。

答 発達障がいなどにより、特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、通級指導教室を開設することで指導の選択肢が増え、学習や生活上の困難の改善、克服につながる専門的指導が個別に受けられるようになる。さらに、通常学級の授業においても指導の効果が発揮されることにつながるため、大麻東小学校に発達障がいの通級指導教室を開設することとした。

問 今後予定している学校改築や市営住宅建設などの投資的経費と公債費の見直しは。

答 25年度の投資的経費は前年度からの繰越しも合わせて約60億5千800万円で、29年度

に掛けて減少していく見込みであり、実質公債費比率も11・6%と健全度が保たれていることから、当初の計画どおり事業を進めていきたい。

また、基金については、国から地域の元氣臨時交付金が措置されることになっており、財政調整基金の取崩しを減らし、現在の基金残高を維持できるように努力したい。

この他、総務文教常任委員会所管では、教育扶助費、生活バス路線運行補助事業など、生活福祉常任委員会所管では、救急搬送人員の増加に伴う経費の見込み、高齢者・身障者世帯緊急通報システムの設置状況など、経済建設常任委員会所管では、除排雪事業、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区に関する事業などに関する質疑を交わしました。

予算特別委員会委員

- ◎相馬 芳佳 ○野村 尚志
- 赤坂 伸一 石田 武史
- 内山 祥弘 岡 英彦
- 坂下 博幸 島田 泰美
- 高橋 典子
- ◎委員長 ○副委員長

意見書

次の意見書を国に提出しました。

◎拙速なTPP交渉参加表明に反対する意見書

環太平洋経済連携協定(TPP)への参加は、農業はもとより、様々な分野での影響が懸念されていますが、新政権は、聖域なき関税撤廃が前提でないことを確認し、交渉参加を表明する意向を示しました。最終的な結果は交渉で決まるとしているものの、情報不足している中でこの意向表明を強く懸念します。

このため、十分な情報開示と説明を行うとともに、国民的議論もなく拙速なTPP交渉参加を表明しないよう国に要望しました。

◎野生有害鳥獣被害対策の強化を求める意見書

当市は、道立自然公園を有し豊かな自然環境が保たれている一方で、野生鳥獣による農業被害が年々深刻化しています。各地域で被害の防止に取り組んでいます。十分な効果は上がっていませんが、野生有害鳥獣対策の抜本的な強化が求められています。

このため、野生有害鳥獣の生息数等を的確に把握し、これに基づく計画的な個体数管理体制を確立することなどを国に要望しました。

◎ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の治療法にブラッドパッチ療法が先進医療として承認され、治療基準の作成が始まっていますが、脳脊髄液減少症患者の約8割はこの基準に該当せず、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明が期待されています。

このため、治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすることや、周辺病態の解明を行うことなどを国に要望しました。

◎重度心身障がい者医療費助成制度の創設を求める意見書

重度心身障がい者医療費助成制度は、障がいのある人が地域で安心して生活できるように医療を受けやすい環境をつくることにより、医療保健の向上と福祉の増進に大きな役割を果たしてきました。しかし、現状では、自治体

の財政状況等により助成対象や助成金額などサービスに格差が生じており、住んでいる地域にかかわらず障がいのある人が安心して等しく医療が受けられるよう、国において統一した基準を確立することが求められています。

◎配合飼料の価格高騰対策を求める意見書

畜産・酪農は、北海道の重要な産業として地域経済に大きく貢献していますが、畜産物生産に不可欠な配合飼料のほとんどは輸入に依存しているため、その価格は輸出国における収穫量に左右され、近年は大幅な値上がりが続いています。

国では、価格高騰に対処すべく施策を講じていますが、配合飼料価格安定制度による補填をもつても生産者の実質負担額は増加しており、畜産経営の急激な悪化が危惧されています。

このため、政府の責任において万全の財源確保措置を講じることなどを国に要望しました。

議会の動き

〔2月〕

12日 議会運営委員会

18日 経済建設常任委員会
生活福祉常任委員会

19日 総務文教常任委員会

22日 議会運営委員会

28日 議会改革小委員会

28日 第1回定例会

1日 総務文教常任委員会

1日 経済建設常任委員会

4日 生活福祉常任委員会

5日 経済建設常任委員会

6日 総務文教常任委員会

7日 予算特別委員会

7日 生活福祉常任委員会

7日 議会改革小委員会

7日 議会運営委員会

7日 一般質問

〔3月〕

8日 図書室運営委員会

11日 議会改革小委員会

12日 議会運営委員会

12日 予算特別委員会

19日 予算特別委員会

19日 経済建設常任委員会

19日 生活福祉常任委員会

19日 総務文教常任委員会

19日 議会改革小委員会

19日 議会運営委員会

19日 総務文教常任委員会

19日 議会改革小委員会

19日 議会運営委員会

19日 総務文教常任委員会

19日 議会改革小委員会

19日 議会運営委員会

〔4月〕

25日 議会運営委員会

25日 議会報編集委員会

15日 議会報編集委員会

19日 議会運営委員会

19日 議会改革小委員会

26日 総務文教常任委員会

編集後記

五月を迎え、任期の折り返し地点を過ぎようとしている。東日本大震災による動揺が続くなかスタートした往路は、議会基本条例の制定という峠を越え、議会の改革のたすきを復路へと渡すことになる。議会基本条例の要所の一つは、「開かれた議会」への改革である。「開かれた議会」への改革とは、市民と議会とのコミュニケーション機能を高めていくということである。その意味において、議会広報の充実(第六条)、なかでも本市議会だよりは引き続き重要な役割を負うことになるであろう。峠を一度は越えたものの、折り返しを過ぎれば再び峠が待っている。真のゴールは議会改革そのものではなく、その先にある。